

令和6年8月9日
(事業部 扱い)

郡市区歯科医師会長 各位

一般社団法人 京都府歯科医師会
医療保険・介護保険部

「ライフステージに沿った包括的口腔管理研修会～診療報酬改定に係る各種施設基準対応研修を含む～」開催内容の変更について

時下、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素は会務運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内しております8月17日(土)開催の標記研修会につきまして、開催内容等を下記の通り訂正させていただくことになりましたので、ご報告しお詫び申し上げます。

つきましては、取急ぎ貴会会員へご周知いただきますよう、ご高配よろしくお願ひ申し上げます。

記

【訂正1】 施設基準「外感染」対象研修②、⑥に変更←(誤:対象研修②、③、⑤、⑥)

研修②「偶発症に対する緊急時対応に係る研修」

研修⑥「歯科外来診療の院内感染防止対策(新型インフルエンザ・新興感染症・標準予防策・感染経路別予防策・感染症発生動向を含む)に係る研修」

歯科外来診療感染対策加算に関して、近畿厚生局京都事務所に再度確認したところ、今回の研修②、⑥の受講のみで外感染2・4の施設基準を満たす研修と回答がありました。つきましては、既に案内しております厚労省の「令和6年度院内感染防止対策講習会」を受講しなくても、今回の研修②、⑥の受講のみで外感染2・4の施設基準を満たす旨申し添えます。

【訂正2】 施設基準「歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に掲げる施設基準」の研修⑧「情報通信機器を用いた歯科診療・医療情報システムに係る研修」を中止

今回の研修で要件を満たすべく近畿厚生局と交渉をしてきましたが、厚労省の本庁の判断により独自の研修では認められないこととなり、研修⑧「情報通信機器を用いた歯科診療・医療情報システムに係る研修」は行わないことになりましたのでご理解のほどお願いいたします。なお、日歯Eシステムで受講可能となっていますので、施設基準の届出をされる場合はご活用くださいますようお願いいたします。

以上

《本文書は、貴職並びに郡市区歯会登録の担当者宛に同時通報しています》

